

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第26号

治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める意見書（否決）

戦前、主権在民、民主主義、戦争反対などを唱えたことを理由に、多くの人たちが弾圧され、犠牲となった。治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間に、逮捕された人は数十万人、送検された人は7万5000人余、虐殺された人は80人以上、拷問・虐待などによる獄死1600人余、青森県でも100人以上が検挙されている。

我が国では戦後、治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処刑された人々は無罪とされたが、政府は謝罪も賠償もしていない。

ドイツでは、「戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はない」という国際法に基づき、今でも戦犯を追及し犠牲者に謝罪と賠償を行っており、イタリアでも国家賠償法を制定し犠牲者に終身年金を支給している。また、条約に批准していないアメリカ、カナダでも戦争中の日系人強制収容について謝罪と賠償が行われている。

日本弁護士連合会主催の人権擁護大会（1993年10月開催）は、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、賠償を求めている。

よって、国に対して以下の事項を求める。

記

- 1 国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。
- 2 国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。
- 3 国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月3日

議員提出議案第27号

核兵器禁止条約への参加を求める意見書（否決）

本年7月7日、ニューヨークの国連本部で、核兵器禁止条約が圧倒的多数の賛成で成立した。広島・長崎への原爆投下から70年以上を経て、ついに核兵器を禁止する条約が成立したことは、核兵器廃絶に向けた画期的な前進である。本条約には国連加盟国（193カ国）の3分の2近くに及ぶ122カ国が賛成し、100以上の市民団体も交渉に参加した。議長を務めたエレン・ホワイト氏（コスタリカ）も「広島・長崎の被爆者や核実験の被害者も重要な役割を果たした」と高く評価している。

一方、米国や英国、フランス、ロシア、中国など核保有国は条約に反対し、「核の傘」の下にある約40カ国の政府も交渉に参加しなかった。唯一の戦争被爆国である日本も米国への配慮から交渉に参加しなかった。

米英仏は条約成立後の共同声明で「条約は北朝鮮の核開発計画という深刻な脅威に解決策を示さない」として、核抑止政策と矛盾し、むしろ安全保障の環境を損なうなどとして条約に対立する姿勢を示した。日本の別所浩郎国連大使は、「日本は核保有国と非保有国が協力する中で核兵器のない世界を目

指している。この条約交渉は、そうした姿で行われたものではない」として、「日本は署名しない」と明言している。

確かに核保有国の参加を得て、条約が実効性を持つには困難が予想される。しかし、核兵器の非人道性を、身をもって体験した日本は、核の傘の下で条約に背を向けるのではなく、核兵器禁止条約の立場に立って粘り強く核保有国を説得する役割を果たすよう、政府に以下の事項を求める。

記

- 1 核兵器禁止条約に参加すること。
- 2 核兵器禁止条約に参加するまでの間は、オブザーバーとして締約国会議および再検討会議に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月3日

議員提出議案第28号

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書（可決）

食品の衛生管理は、先進国を中心にHACCP（ハサップ）が義務化されているが、我が国においては、HACCPの導入がおこなわれている。

食品流通の国際化を目指し、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要がある。そのため、厚生労働省では、国内の食品の安全性のさらなる向上のためにHACCPによる衛生管理の制度化等の食品衛生規制の見直しを進めている。

農林水産省の調査によると、食品製造業におけるHACCPの導入状況は、売り上げが100億円以上の大手企業だけで見ると8割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では3割以下にとどまっている。

また、食品衛生法の営業許可業種は34業種であるが、これら以外に都道府県等の条例で許可業種となっているものもある。

食品用器具及び容器包装についても、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限り直ちに規制できないなどの課題がある。

さらには、厚生労働大臣または都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず、事業者が自主的に食品の回収等を行った場合、食品衛生法にはその報告を義務づける規定がない。

そこで、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品衛生管理の制度の見直しを進め、食品の安全の確保を図るべきである。

記

- 1 消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取り組みを進め、衛生管理を「見える化」すること。
- 2 HACCPによる衛生管理の制度化に当たっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に十分配慮した実現可能な方法で準備期間を設け取り組みを進めること。
- 3 全ての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直しもあわせて進めること。その際には施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。
- 4 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。

5 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月3日

議員提出議案第29号

小・中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書（否決）

インターネットの単なる普及にとどまらず、インターネットを活用したI o Tの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするA I（人工知能）の開発など、近年におけるI T技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えている。

新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、I Tスキルの向上は不可欠なものであるが、2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点でI T人材不足数は約17万1000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されている。

2020年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。

一般家庭におけるI T機器の普及は著しく、児童・生徒たちは幼少期より一定程度I T機器に接することが珍しくない中で、教職員に求められる技能はおのずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。

従来、小・中学校におけるI T機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実情であり、プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。

また、一部基礎自治体（千葉県柏市など）において先行して実施されている小学校でのプログラミング授業と整合性がとられているかなど、既に幾つかの課題が散見される。

そこで、以下の3点について要望する。

記

- 1 早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。
- 2 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。
- 3 民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合は広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月3日

議員提出議案第30号

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（可決）

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などと因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などと因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための罰則つき規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求める。

記

- 1 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
- 2 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
- 3 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
- 4 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月3日

議員提出議案第31号

森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と 森林の適切な管理の推進を求める意見書（否決）

平成29年度の与党税制改正大綱において、「2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保」について講じる措置として、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされた。

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、政府においては、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう森林環境税（仮称）を早急に創設するとともに、下記の項目を実現するよう強く要望する。

記

- 1 森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、各県を中心に独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。
- 2 実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。
- 3 林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。
- 4 本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営のスキームの検討を進めるに当

たつては、国産材の需要の創出・拡大策を並行して推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月 3 日
